

○議長（小野 稔君）

おはようございます。

開会前に学務課長より発言を求められていますので許可します。学務課長。

○学務課長学校給食センター所長兼務（佐藤康文君）

議長より許しを得ましたので、先日浅利直志議員から頂戴しておりました一般質問の中の教育環境についての口の明德中一学年一学級への町独自の支援策についての再質問の中で、加配職員を活用したグループ分けについての質問を頂戴しておりましたので説明させていただきます。

このグループ分けは、いわゆる主要五教科、国語、数学、英語、理科、社会と技術家庭科で実施されているものでございます。五教科は学力向上のため、技術家庭科は作業中の安全を配慮するという観点からグループ学習が実施されているものでございます。その他の学級活動や体育、道徳、音楽といった時間はクラス分け、グループ分けを行わず、クラス全員で活動指導しているものでございます。

グループ分けにつきましては、二つのグループの学力が均等になるように配慮しているということでございました。本来は一つのクラスではありますが、便宜上一A、一Bというふうに呼んでいるということでございます。学校長の話では、少人数のためきめ細かい指導ができるほか、コロナ禍の中で密を避けるということもできておりメリットしかないという評価を頂戴しておりました。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ただいまの出席議員数は十四名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、藤崎町選挙管理委員及び補充員の選挙の件を議題とします。

まず、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第百十八条第二項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたします。

お諮りします。

指名の方法については、本職が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、本職が指名することと決定いたしました。

選挙管理委員には、加福孝二氏、駒井義昭氏、新谷睦男氏、浅利 淳氏、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま本職が指名しました方々を選挙管理委員会の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、加福孝二氏、駒井義昭氏、新谷睦男氏、浅利 淳氏の以上の方が選挙管理委員に当選されました。

続いて、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第百十八条第二項の規定によって指名推選したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、本職が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、本職が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員補充員には、第一順位木村元則氏、第二順位鎌田和雄氏、第三順位に佐々木文秀氏、第四順位は佐藤一春氏、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま本職が指名いたしました方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、第一順位木村元則氏、第二順位鎌田和雄氏、第三順位佐々木文秀氏、第四順位佐藤一春氏、以上の方が選挙管理委員会補充員に当選されました。

日程第二、報告第十二号水道料金に係る権利放棄の報告を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

よって、報告第十二号を終わります。

日程第三、報告第十三号令和二年度藤崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

報告十三号について若干質問いたします。

四款の衛生費、保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業について伺いますけれども、当町でも高齢者に対して接種が始まっているということなんですけれども、周知対策について伺いますが、町のホームページでは接種事業の最新情報が三月三十日以降更新されていないということなんですけれども、早いところ紙ベースよりも簡単なインターネットのほうに皆アクセスして情報を見ようと思います。この点についてどのように対応しているのか伺います。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。

町のホームページを見る限りでは、他の市町村と比較した場合には情報としては少ないのかもしれませんが。正直その

点については、さらに町広報紙への情報を掲載することで町民への感染防止対策の徹底はもちろんのこと、今のワクチン接種に関しても情報をつまびらかにお示しするということが必要なものだと思っております。これまでにつきましては、広報紙、それから広報紙への折り込みでもって注意喚起、それからワクチン接種の予定、あるいは今後の状況等についてお示ししておりました。今日のこの会議が終わった後に理事者と詰める予定でございましたが、現在のワクチン接種の状況、何名の方、高齢者何名のうち予約の状況は今どうなっています、接種は今どういう状況ですということも来週からホームページのほうに逐一情報を更新しながら状況を掲載していきたいというふうに考えております。併せて今後の六十五歳未満の方々、基礎疾患のある方も含めて、さらには十二歳から十五歳の児童生徒に対する接種についてもホームページ、そして来週広報紙のほうに、十五日号のほうに折り込みで町民の皆さんにお示ししたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、今この全世界で注目されているワクチン接種に関する町の情報というものを町民にできる限り迅速に、そしてできる限り細やかな情報をお伝えするように検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

感染情報はもちろんのこと、ワクチンの接種状況、接種スケジュール、これが一番みんな今のところ関心があることかと思えます。一番身近な情報でありますし、こういうことについてはあらゆる情報媒体を通じて利用して情報を町民の皆さんに教えていかなければならないと思えます。今後とも十分、逐一説明報告できるような体制を取っていただきたいと思えます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

繰越明許費計算書の中の、戸籍総合システム改修事業、翌年度に繰り越した、六百四十二万円ほど繰り越したというのは分かるんですけども、この改修事業に六百四十二万円ほどかけるという、その改修の内容はどういう内容になってこうなっているのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答え申し上げます。

このシステム改修事業につきましては、マイナンバーの情報についてを戸籍情報とリンクさせ、あと今春から実施しておりますC O K A S（コーカス）への対応の部分でのシステム改修の経費でございます。国のほうで予算のほうで配置ができませんで繰越しになったわけでございますけれども、もう既に四月の末時点で完了しているものでございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

以上で報告第十三号を終わります。

日程第四、報告第十四号令和二年度藤崎町下水道事業会計継続費繰越計算書の報告の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十四号を終わります。

日程第五、諮問第三号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから諮問第三号を採決します。

諮問第三号は原案のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって諮問第三号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第六、議案第二十四号藤崎町監査委員の選任の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十四号を採決します。

議案第二十四号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第二十四号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第七、議案第二十五号藤崎町教育委員会の委員の任命の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十五号を採決します。

議案第二十五号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第二十五号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第八、議案第二十六号藤崎町教育委員会の委員の任命の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十六号を採決します。

議案第二十六号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第二十六号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第九、議案第二十七号藤崎町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十七号を採決します。

議案第二十七号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第二十七号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第二十八号工事の請負契約の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十八号を採決します。

議案第二十八号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第二十八号は原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第二十九号工事の請負契約の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十九号を採決します。

議案第二十九号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第二十九号は原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第三十号財産の取得の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十号を採決します。

議案第三十号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第三十号は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第三十一号財産の取得の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十一号を採決します。

議案第三十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第三十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第三十二号財産の取得の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十二号を採決します。

議案第三十二号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第三十二号は原案のとおり可決されました。

日程第十五、議案第三十三号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十三号を採決します。

議案第三十三号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第三十三号は原案のとおり可決されました。

日程第十六、議案第三十四号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十四号を採決します。

議案第三十四号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第三十四号は、原案のとおり可決されました。

日程第十七、議案第三十五号令和三年度藤崎町一般会計補正予算（第三回）案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

ページ数でいきますと十八ページでしょうか、教育費、十款教育費です。

その中の、十八ページの、備品購入費二百二十八万円ほど見ておるんですけども、I C T機器購入費です、二百二十八万円ほど見ているんですけども、この具体的な内容というのはどういう内容になっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長学校給食センター所長兼務（佐藤康文君）

こちらは、先に購入しました子供たちのタブレットに使用するフィルタリングソフトの購入費でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

フィルタリングソフトというのは、早い話有害情報とかエッチ情報とか、そういうのをガードするというか、そういうの、機器じゃなくてソフトか何かを購入することなんだというふうに思うんですけども、その辺のも

うちちょっと詳しい内容を説明していただきたい。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長 学校給食センター所長兼務（佐藤康文君）

すみません、フィルタリングソフトの内容ということでよろしいでしょうか。（「内容というか、それでいいです」の声あり）このフィルタリングソフトですけれども、もともとインタークラスというソフトが購入時に入っておりましたが、こちらのほうにフィルタリング能力が実はついておりました。ただ、そちらのフィルタリング能力ですと単語をフィルタリングすることができなくて、先ほど浅利議員おっしゃったように、ちょっと教育上好ましくない単語を入れた場合にそれがヒットしてしまうということから、それもガードできるようなソフトを入れたほうがいいということで今回フィルタリングソフトの購入費を追加させていただいたものでございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

善意に解釈すればガードシステム、子供にとってのガードシステムやフィルタリングシステムを強化したというふうに考えられますけれども、当初から、当初にも入ってたけれどもそれが弱いというようなことなんですけれども、具体的に、家に持って行ってやるというのは基本は学校で使うということが基本なんでしょう。家に持ち帰ってやるというような使い方はこの間やっているんですか。例えば学級の休校措置を二、三日でも取ったときそういうのを持って行っているというような実態があるんですか。実態的にはどうですか。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長 学校給食センター所長兼務（佐藤康文君）

導入して間もないものですから、まだ学校から自宅へ持っていったの活用というのは、申し訳ありませんができておりません。議員おっしゃるとおり学校だけの活用が現在のところの活用の仕方でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

関連してお聞きします。

早い話使っている、使っていくための、我々にもタブレットが提供され、そして正直に言えば、はじめは猫に小判かなと思っていたんですけれども、広報だとかすごく編集にも役に立ちました。私がお聞きしたいのは、何か学校で、クラスで一斉に使うと何かダウンしてしまって、ダウンというのは情報が流れてこないというような弊害もあるやに聞いておるんですけれども、機械はそろえたはいいが授業を開始しようというふうにそれを使ってやれば情報が途切れるといふか、ダウンするといふか、そういうような事態もあるというふうに聞いておるんですけれども、その辺はどういうふうな現状では対策を講じているんでしょうか。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長 学校給食センター所長兼務（佐藤康文君）

確かに現在試験的に使った中ではダウンをしたという報告もございます。ただ、実際の使い方のノウハウというのをこれから教職員も合わせて指導していく形を取っておりますので、このダウンしたということが実は調べてみましたら

アクセスの仕方にちょっと問題があったというのも分かってございます。なので、今後はそのダウンをしないように使い方を教職員も合わせて指導していきたいと考えてございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。五十嵐議員。

○四番（五十嵐 忍君）

十三ページになります。四目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費について、昨日の常任委員会でお聞きしたところ支給開始が八月中になるというお話でしたが、これはコロナ対策なので、できればもっと早期に支給できないのか、子育て世帯が一番お金がかかる子供の入学、進学の時期がとうに過ぎていきます。せめて少しでも早く支給できないのかお聞きします。

○議長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答え申し上げます。

昨日の常任委員会でも申し上げましたけれども、まずシステムの整備を進めます。システムの整備が整い次第、税データのほうを吸い上げをやりまして、至急に、早めに支給をしたいと思っておりますが、どうしても八月に入り込むというふうな、今工程表になっていきますので、システムの改修がどれぐらい早くできるか、それによっては七月中にできるかもしれません。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。五十嵐議員。

○四番（五十嵐 忍君）

例えば、町のほうで口座を把握している世帯に関してだけでも早期に出せないでしょうか。

○議長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答え申し上げます。

この支給者につきましては住民税非課税世帯という形になりますので、その非課税情報を把握して対象者をリストアップしています。その方には口座情報が分かっていますのでできるわけです。つまり、非課税情報をシステムに組み込む、その対応ができれば可能となります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

今のと関係するんですけれども、非課税情報は分かっていますというふうに言っているわけですよ。そうしますと、具体的にシステムの完成を待たずにこれぐらいの人口だったら手作業でやっても何ら問題はない、従来の通知方式といえますか、ではないのかなというふうにも思うんですけれども。一体対象者って何人ぐらいだというふうに想定なさっているんですか。

○議長（小野 稔君）



住民課長。

○住民課長（森 篤君）

児童手当の受給者につきましては、五月末現在でもって千六百三十名の児童数があります。世帯で申し上げますと八百九十四名です。町のほうといたしましては、約二百人強の対象者、非課税世帯がいるものと推測しておりますけれども、その情報をまだ税務課のほうでまとまっておりません。私もそうですが、議員各位の方にもまだ住民税の納付書のほうは発付されていないということですので、発付されるのが確定したときに税のデータを照らし合わせながら対象者の把握をするという形になります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

ページ数でいきますと、すみません、ページ数でいきますと十ページでございます。十ページの中の総務費、二款総務費、その中で十八節ですか負担金補助金じゃない、すみません、負担金補助金及び交付金の中で研修会等負担金を追加しているんです、五十万円ほど、七十万円ほどに五十万円を足したんだと思いますけれども、これはどういう内容で研修をするというようなことなんですか。どういう内容、それを説明していただきたいと思います。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。

これは、地域社会との連携活動を活性化させ、地域の人材育成に寄与することを目的に弘前大学のほうで実施している事業に、職員一名を派遣するものであります。中身といたしましては、地域活性化に関する講義、セミナー、先進地の視察とか定期的なミーティング等を開催して参加しているものでございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

そうしますと、例えば集中的に夏休みだとかあるいはそういうときにやるというような弘前大学の企画に参加するというふうな理解をしたんですけれども、具体的には地域活性化を担うというかそういう職員を派遣していくという予定ですか。もう派遣する職員は予算が通れば行く人決まっているんですか。その辺どうですか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。

この事業、昨年も開催されていまして、昨年はコロナの関係で参加する予定だった職員がちょっと、コロナでこの事業がなくなったということで、今回予算がつきましたら、また職員のほうに再度募集をかけまして申し込みしたいと考えております。この研修は夏休み期間中とかじゃなくて、一年を通してのいろいろなセミナーとか個人でも仕事の間関係もございますので、本人が選べるというところもあります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

ページ数でいきますと二十一ページでございます。

ふれあいずーむ館管理運営費ということで、ふれあいずーむ館駐車場整備工事費三千四百三十二万円というように工事費に、工事請負費が計上されております。私がお聞きしたいのは、そうしますと、この駐車場をつくるために、私のちょっと正確ではないかもかもしれませんが、駐車場をつくるのに三千四百三十二万円と、あるいは解体、家屋の解体をするのに一千万円近くかかったと、そうして土地を買っているという、土地家屋を買ったという、取得したということだと。合わせますと五千万円ほどかかって駐車場を整備したと、コスト意識を持ってもらう必要がありますので、五千万円ほどをかけて整備したんだというふうな理解でよろしいですか。どなたに聞きましょう。副町長でもいいですよ。

○議長（小野 稔君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

コストの話をしましたので、最高責任者の私がお答えしたほうがよいと思います。それこそ駐車場の整備は、数年前にずーむ館の裏の融雪駐車場整備した経緯は議員各位がご存じだとそう思っております。あそこは、ふれあいずーむ館の利用者、そして藤崎保育園の駐車場も若干共有して使っているということで、非常にコミュニティー強化から見れば、今までは狭い駐車場で我慢してやってきたということで、地域からも相当前から多くの要望が出されていたところがございます。そして、いろいろ精査して、まず協力できるような用地取得ができる場所が今整備しようとしている場所で

あって、地権者が一件、二件あったと記憶していましたがけれども、その用地費用、あるいはアスベストも含んだその住居の解体費用、そしてまた今回の駐車場の整備と合わせると、浅利議員がおっしゃるとおり五千万円程度経費としてはかかっているということでございます。できた暁にはコロナ禍の中でございますが、ワクチン接種が進んでコミュニティー強化のための様々な研修あるいは集会を増やしていただいて、さらに地域強化の拠点となるような、そういうふれあいずーむ館、そしてまた図書館、そして駐車場も一帯含めてそういう事業を強化していきたいとそう思っております。以上であります。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十五号を採決します

議案第三十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第三十五号は原案のとおり可決されました。

日程第十八、議案第三十六号令和三年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第一回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十六号を採決します。

議案第三十六号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第三十六号は原案のとおり可決されました。

日程第十九、議案第三十七号令和三年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十七号を採決します。

議案第三十七号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第三十七号は原案のとおり可決されました。

日程第二十、議案第三十八号令和三年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第一回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十八号を採決します。

議案第三十八号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第三十八号は、原案のとおり可決されました。

日程第二十一、議案第三十九号令和三年度藤崎町水道事業会計補正予算（第一回）案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

ページ数でいきますと、支出に関わる六十ページの建設改良費、浄配水設備費、これが西豊田の浄水場の外壁その他改修工事ということで、昨日委員会もありまして、説明も受けたんですけれども、再度お聞きしたいということで質問いたしました。

工法等にも説明はされたんですけれども、そもそもの屋根については工事をしなきゃならないだろうと思いますけれども、外壁の、外壁工事そのもののどれだけ亀裂やそういうものが入っているのかという実態については、どういうふうな調査、あるいは設計の段階でどういう段階になっているんでしょう。どういう内容になっているんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（清野健志君）

外壁については、今日も朝改めて現場を見てきましたが、かなりの上物というか塗りの部分が剥がれ落ちています。特に我々がいる、いわゆる管理棟と言われておりますけれども、庁舎から見て反対側のほうは、後ろの壁がもう一メートルぐらいの高さから一様に全部剥げ落ちています。さらにその上の部分も剥げ落ちている状態です。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

ですから、アスベスト、外壁を剥ぎ取ることによる、いわゆるアスベスト工事も増えるからこれほど三千九百万円ほどもかかるんだという、結論から言えばそういうお話でしたんですけれども、庁舎の壁から見ますと裏側のほうと、庁舎のほうから見ると裏側というか北側というか、そういうような激しく劣化しているというようなことなんですけれども、私が聞いているのは、剥げ落ち、そもそもその外壁というのは何センチ、円形のあれですよ、何センチぐらいの厚さのあるものなんですか。それをいわゆる封じ込めでなくて、剥ぎ取るという工法でなければならないという理由を明らかにしていただきたい。

○議長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（清野健志君）

そのコンクリートの厚さ自体は私も把握はしておりません。ただ、その現状で目視して剥げ落ちている部分は、二センチぐらいはあるというふうに見えました。ただ、昨日も常任委員会で申し上げましたが、その下地を残したまま、アスベストが、石綿が含まれている下地を残したまま上に塗料というか塗るものを塗って封じ込める案も考えましたが、結局はやがて剥がれてくるということで、ですから新たに下地を新規に調整して設置してやるのがベストだということ、結論に至っています。その下地にはアスベストが含まれていますのでアスベストの除去にかかる、よって工費が膨らんだということです。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

素人考えでいきますと、貯水場の役割も果たしているわけですので、コンクリートの厚さは相当厚いと思うんです。全体の強度を保つためにはそうなっているはずだと思うんです。そうしますと、アスベストを無理やり剥がして、そして三割も四割も工事費に、それに加えるというよりも、さらにコンクリートで固めるというかそういう工法だって十分考えられるんじゃないのかなと、危険な箇所も含めて、円に対して八角形かもしれないけれども、八角形型で全体としてコンクリートで封じ込めるという工法だって十分あり得るんじゃないかというふうにも思うんですけれども、いずれにしてもその辺の、いわゆるアスベスト部分の工事費に関わる部分はこの三千九百万円、約四千万円ですよ、その四千万円のうちの何割になるんですか。その点をはっきりさせてほしいということと、先ほど言いましたコンクリートでの封じ込めだとかそういう工法は検討されたのかどうか、その辺続いてお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（清野健志君）

お答えいたします。

金全体の三千九百二十三万七千円のうちの除去に係る費用は二千三百八十六万七千円です。まずざっと計算して四割強になるんでしょうか。その、実際封じ込めるのを検討したのかどうかということは、先ほども申しましたように、実際にそのまま下地を残したまま、そのままおってもやがて剥がれてくるだろうということです。実際に設計をして金額をはじき出したかということでは、そういうことではないです。先ほども申しましたけれども、やがて剥がれてくる、しかもアスベストがあるのはもう分かっている、それで昨日常任委員会でも申しましたが、もう既に



四十、昭和五十六年の九月設置、まず四十年ぐらいたっている、耐用年数は六十年です。やがて、来年壊すことはないかもしれませんが、ずっとたっていけばやがて解体が出てくる、そのときにはさらにアスベストの基準が厳しくなっている可能性がある。どちらにしろ、いずれにしろ、アスベストは除去しなければならないだろうという結論です。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十九号を採決します。

議案第三十九号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第三十九号は原案のとおり可決されました。

日程第二十二、議案第四十号令和三年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第一回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十号を採決します。

議案第四十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第四十号は原案のとおり可決されました。

日程第二十三、陳情第四号最低賃金の地域間格差を解消する全国一律最低賃金制度の実現と中小企業支援の拡充を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は不採択です。本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますがお異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。異議がありますので討論を行います。

まず、委員長報告に対し反対の発言を許します。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

この本件の陳情は、昨年度交付された、慎重審議をした結果であろうとは思いますが、私は委員会では不採択であるということでありまして、賛成できないのであります。

本陳情は、最低賃金の地域間格差を解消する全国一律最低賃金制度の実現、そしてそれを実現するための中小企業支援の拡充を求める陳情であります。本件陳情項目は三つであります。議員各位にも配付しており、資料をご覧になったと思っておりますけれども、私は特に強調したいことは二つございます。それは、現在パート、臨時、非常勤など非正規雇用労働者は全労働者の四割に及んでおります。この底上げこそが日本経済のさらに前進させていく大きな課題でもあり、問題でもあります。もう一つ生活実態や格差是正の点でも当然の要求でもありますけれども、東京一極集中といえますか、こういう問題を是正していく、人口減少をやめさせていくためにも必要な措置ではないかと思っております。

もう一つ私が強調したいのは、国際的に見て、全国一律最低賃金を導入していない国ですよ、いない国は、カナダ、中国、インドネシアと日本のたった四か国しかないという実情をぜひ分かってほしいと思います。また、この間韓国の百五十八円もの大差をつけて、二〇十四年には大差をつけていたんですけれども、韓国に昨年日本は逆転されているわけです。百五十八円の差もつけられてしまいました。韓国は全国最低、一律最低賃金制度をてこにして上げているんです。アメリカについても学んでほしいと思っております。

では、どうして実現するのか、併せてこれを実現するためには中小企業への助成や融資、仕事興しや単価改善につながる資格を拡充することが求められています。中小企業の支援策では、例えばフランスでは二兆二千五百億円、韓国九千八百億円、アメリカは八千八百億円も拠出していますが、日本では正規の中小企業の支援策八十七億円だといわれております。韓国の十分の一だというふうにも言われております。ですから、結論から申しまして、この全国最低一律最低賃金、これをてこにして非正規労働者の働く人たちの賃金の底上げを図り、所得を向上させるということが必要になってくるんだというふうな意味から不採択には同意できません。

○議長（小野 稔君）

次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

全国一律最低賃金の実現を求める陳情書ですけれども、これは過去二回ほど継続審査となったわけですけれども、地方と中央では、まだまだ生活費も地方では中央ほどかかりませんし、物価も安いものもあります。そして、中小企業の経営体力もまだまだ地方の企業は体力が弱いということで、かえって地方企業の経営負担になる可能性がありますし、政府の支援対策も具体的なものがまだ分かりません。こうした状況の中で全国一律最低賃金制度を導入するのはまだ時期尚早だと考えますので、私は不採択が相応だと考えます。

○議長（小野 稔君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから陳情第四号を採決します。この採決は起立によって行います。

陳情第四号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立お願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立多数です。よって陳情第四号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

日程第二十四、請願第一号新型コロナ禍による米危機の打開を求める請願を議題とします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますがお異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。

これから本案を採決します。この採決は起立によって行います。

請願第一号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立お願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立多数であります。よって、請願第一号は委員長の報告のとおり採決することに決定いたしました。

請願第一号が採択となったことから議案の追加提案がございますので、事務局に配付させます。

賛同議員により提出された意見書案を発議第二号として日程を追加し、日程第二十四の一として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって発議第二号は日程第二十四の一として追加し、ただちに議題とすることに決定いたしました。

日程第二十四の一、議案第二号を議題とします。

これから発議第二号を採択します。

発議第二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって発議第二号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の取扱いについては本職に一任願います。

日程第二十五、陳情第一号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情を議題とします。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は不採択です。本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

本陳情は、不採択という結論に賛同できないので反対討論をいたします。

陳情第一号の陳情の不採択の内容なんでありませけれども、現実的でないんでないかというようなお話も聞いたりしているんですけども、本陳情の陳情項目の一項目めは、このコロナ禍の中で、一項目めですよ、今後も発生が予想される新たな感染拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと、これが一項目めです。二項目めが、公立、公的病院の統合再編や地域医療構想を見直して、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ることです。そして、三つ目が安全安心の医療、介護提供体制を確保するため医師、看護師、医療技術職、介護職等を大幅に増員すること、そして四つ目が保健所の増設や保健士等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること、ウイルスの研究、検査、検疫体制などを強化拡充すること、以上社会保障にかかる国民負担軽減を図ること、いずれにしても五つの重層的な要望・陳情項目なわけであります。

その表現や内容についての疑問や、あるいは現実的でないとかというような言い方もされるように聞いておりますけれども、方向性はこのコロナ禍の中ではっきりしたのではないのでしょうか。特に私は公衆衛生行政の拡充を図ること、ウイルスの研究や検査、あるいは検疫体制を強化すること、特に大事であります。いずれにしても全部が合意できなければもう陳情を否決してしまうということじゃなく、慎重審査を重ねて、合意できることを議会としての意見書として出すべきではないかということをお願いして、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（小野 稔君）

次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。藤林議員。

○八番（藤林公正君）

安全・安心の医療・介護の実現と国民の命と健康を守るための陳情でございますけれども、新型コロナウイルス感染症について一日も早い終息を願うことは国も私たち国民も同じであります。政府も不休の対策を実施しているものであり、陳情項目については終息状況を見ながら今回の対策の検証を行い、改めて取り組む課題であると考えられます。本陳情を採択するまでは至らないものとし、不採択としたものであります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから陳情第一号を採決します。この採決は起立によって行います。

陳情第一号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立多数です。よって陳情第一号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

日程第二十六、議会広報特別委員会報告を行います。

議会広報特別委員会から中間報告をお願いします。議会広報特別委員会浅利直志委員長。（「忙しいな」の声あり）

○議会広報特別委員長（浅利直志君）

改めまして、議会広報特別委員会からの報告書を提案いたします。

令和三年三月十五日設置されました、議会広報特別委員会に付託されております、広報広聴に関する事件について、今日までの審議結果をご報告、今日までの審議審査結果をご報告したいと思います。

議会広報の編集及び発行につきましては、編集方針にのっとり、町民目線に立って分かりやすい広報をと心がけ、創

刊号については七月一日発行する運びとなったものであります。今後につきましては、年二回、六月と十二月発行する予定で、今議会で何が議論され、どんなことが行われているかを、議員手づくりの広報紙により町民に周知するため継続して発行していくことが必要であるという意見でありました。

また、もう一つの課題であります広聴について、コロナ禍で多数で集まるのが厳しい時期であります。議会広報に対する意見や議会改革について、町民の方々のご意見をお聞きしたいということではありますが、いろいろな意見交換をする場を検討して、実施する予定や計画については、今後さらに当委員会として協議や調整をしていくということをも本定例会の議会にご報告申し上げるものであります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

日程第二十七、常任委員会報告を求めます。

総務産業常任委員会から報告をお願いします。総務産業常任委員会奈良岡文英委員長。

○総務産業常任委員長（奈良岡文英君）

それでは、総務産業常任委員会報告を行います。

総務産業常任委員会より、閉会中の所管事務調査の件についてご報告申し上げます。

去る四月二十八日、常任委員会を開催し、調査事件十三契約入札に関する事の中の入札制度についての集中審議を実施いたしました。財政課長より、当町における入札制度について建設業者等級審査会による業者のランクづけ、指名審査会による業者選定及び入札方法等について詳しく説明をしていただきました。委員からの質疑として、地域経済活性化のための地元業者受注を推進しているが、地元業者の位置づけは一括下請けや指名審査会での業者選定状況などの質問がありました。特に一括下請けについては、財政課長から工事発注担当課長へ通知した公共工事の適正執行につい



てを厳守し、下請負の適正化に努めていただきたい、また、建設業者等級審査会による業者ランクづけにより、設計金額で指名業者が決まってしまう仕組みとなっているので、工事内容を精査した上で業者を選定していただきたい、建設業者等級審査会並びに指名審査会の機能強化並びに公平公正な入札執行を要望し、委員会を終了いたしました。

以上、総務産業常任委員会報告といたします。

○議長（小野 稔君）

日程第二十八、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおりの所管事務調査のため閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって申出のとおり決定いたしました。

日程第二十九、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各常任委員長から会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおりの所管事務調査のため閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よってそれぞれ申出のとおり決定いたしました。

日程第三十、議会改革特別委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

議会改革特別委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおりの所管事務調査のため閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって申出のとおり決定いたしました。

日程第三十一、議会広報特別委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

議会広報特別委員長から、会議規則第七十二条の規定によりお手元に配付しておりますとおりの所管事務調査のため閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって申出のとおり決定いたしました。

これをもって本定例会の会議に付議された事件の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、令和三年第二回藤崎町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十一時〇九分

地方自治法第二百二十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 小 野 稔

署名議員 藤 林 公 正

署名議員 吉 村 忠 男

署名議員 相 馬 勝 治